

意見募集案件	(仮称)北広島市債権管理条例の制定について
担当課	総務部税務課 電話 011-372-3311 内 3731

意見募集期間	令和3年6月25日(金) から 令和3年7月26日(月) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(税務課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 6月15日号
意見の提出方法 ・提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) 総務部 税務課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-1131 電子メールアドレス: nouzei@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和3年7月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 市全体の債権の分類に応じた統一的な徴収方法や基準などの管理方針を定め、市民負担の公平性や収入の安定的な確保を行う。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「(仮称)北広島市債権管理条例の制定について」のとおり。 (3) その案の根拠となる法令の規定 国税徴収法、地方税法、地方自治法、地方自治法施行令 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 債権の分類に応じた管理方針に従い、徴収方法を統一化する。
対象となる政策等 の原案	
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 令和3年8月 議会へ条例案提出(第3回定例会) 令和4年4月 北広島市債権管理条例 施行